

司研企第001076号

(組い-02)

平成19年6月22日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所長 大野 市太郎

自己開拓プログラムにおいて弁護士事務所を修習先とするこ
との可否について（通知）

平成18年9月26日付け司研企第002386号当職通知「選択型実務修習の運用ガイドラインについて」の解釈指針，運用方法等については，同日付け司研企第002391号当職通知「選択型実務修習の運用ガイドラインQ&A等について」をもって定めたところですが，平成19年度司法修習生指導担当者協議会の協議結果を踏まえ，同通知の別添1「選択型実務修習の運用ガイドラインQ&A」のうち，標記の自己開拓プログラムに関する部分（Q19）を別添のとおり改訂しましたので，執務の参考にしてください。

Q19 自己開拓プログラムの修習先として、弁護士事務所は認められるか。

A 分野別実務修習における司法修習生の弁護士事務所への配属は、制度上、弁護士会及び司法修習生指導連絡委員会（Q20参照）の責任の下に決定・運営されることになっており、また、選択型実務修習中は、分野別実務修習で配属された弁護士事務所をホームグラウンドとするとされており、設問のようなことを認めることは、当該弁護士事務所と司法修習生との合意により、修習先としての弁護士事務所が定まることを認めることになることから、上記のような制度上の仕組みやホームグラウンド事務所の趣旨に抵触し、原則として認められません。

しかし、個別修習プログラム及び全国プログラムでは提供されていない領域や分野について、ホームグラウンドの弁護士事務所では十分な修習を行うことが困難であり、司法修習生が自ら開拓してきた弁護士事務所での領域や分野についての修習をすることが可能でその意義があると明らかに認められる場合には、司法修習生指導連絡委員会による厳格な審査を経るなどした上で、これを例外的に許容する余地もあるものと思われます。日本司法支援センター（法テラス）の事務所及び公設事務所であれば、このようなものとして異論がないものと思われ、自己開拓プログラムの修習先として認めることは差し支えないと考えられます。

ただし、この場合であっても、司法修習生が就職を予定している弁護士事務所を修習先とすることはできません。

（注）実施時期については、平成19年度11月期採用（新第61期）司法修習生からとします。